

地域の歴史文化を
未来へつなぐ

市民遺産

京丹後市

Kyotango Citizens Heritage Since 2024

みなさんの地域にはどんな歴史文化がありますか。 地域が誇る歴史文化を提案したり、発信してみませんか。



市民遺産って何？

京丹後市市民遺産制度は、市民が後世に語り継ぐ歴史文化を京丹後市市民遺産として認定することにより、市民が地域に対し誇りと愛着をもつとともに、**地域の活性化**を図ることを目的として、令和5年度に創設した制度です。

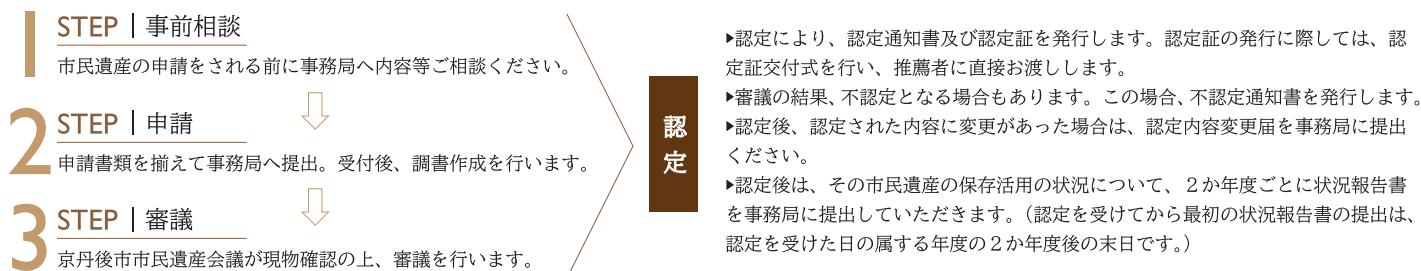
京丹後市内に所在する地域の歴史や文化に関連し、市民が将来の世代に引き継いでいくために自主的に保存及び活用を行っているものを、「京丹後市市民遺産」として認定します。

認定の要件

以下のいずれかの認定の要件に該当するものが市民遺産の対象です。

- (1) 次のいずれかに該当するもの
 - ア 文化財保護法により、指定、登録、選択または選定を受けた文化財
 - イ 京都府文化財保護条例により、指定、登録または選定を受けた文化財
 - ウ 京都府文化財保護条例第53条の規定により決定された文化財環境保全地区
 - エ 京丹後市文化財保護条例により、指定を受けた文化財
- (2) 地域の歴史や文化を象徴しているもの
- (3) 地域の生活文化の特色を示しているもの
- (4) 地域の伝統行事として親しまれているもの

認定の流れ



久美浜一区秋祭り

認定第1号



推薦者

久美浜一区自治会

該当要件

要綱第3条第1項 (要綱…京丹後市市民遺産制度実施要綱)
第4号 地域の伝統行事として親しまれているもの

概要

久美浜一区で江戸時代から続く収穫に感謝する秋祭り
で、太鼓台5台が奉納芸や町内巡行をします。
「空のせ」「先高」の演技を奉納するのが大きな特徴です。
昭和初期に祭礼太鼓台使用協定が作られて本秋祭りの伝
統が保存され続けているとともに、自治会では『久美浜一
区秋祭り まつりの歴史』(平成26年10月)を発行し、
広報動画も作成・公開するなど、祭りを一層盛り上げる取
り組みがされています。

吉沢区有文書および「資料 吉澤村文書」

認定第2号



推薦者

吉澤区

該当要件

要綱第3条第1項
第1号イ 京都府文化財保護条例により、指定、登録ま
たは選定を受けた文化財
第2号 地域の歴史や文化を象徴しているもの

概要

吉沢区有文書は、近世の庄屋文書や近代の戸長、区文書
としてまとまった古文書群で、平成30年3月23日に京
都府暫定登録文化財に登録されています。
この文書は、過去に地域住民により整理分類された事実
も併せて価値が高く、「資料 吉澤村文書」(平成12年2月)
が作成されています。文書の原本と併せて「資料 吉澤村
文書」は地域にとって大変重要な資産となっています。
こうして地域住民の手で記録が残され保存されていると
ともに、文書の情報をもとに作成した年表を区事務所に掲
示するなどの活用が図られています。

認定市民遺産

京丹後市市民遺産について、詳しくは
市ホームページをご覧ください。



京丹後市市民遺産制度 事務局

京丹後市教育委員会事務局 文化財保存活用課

〒629-2501 京丹後市大宮町口大野 226
Tel 0772-69-0640 Fax 0772-68-9061

